

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の一部を改正する法律案 読替え対照条文

○会社法の読替表 株式を対価とする公開買付けに際しての株式の発行等に関する特例（第二十一条の二第二項による読替え関係）

・ 第百九十九条 1

・ 第二百一条 2

・ 第二百八条 2

・ 第四百四十五条 3

○会社法の読替表 株式を対価とする公開買付けに際しての株式の発行等に関する特例（第二十一条の二第二項による読替え関係）

・ 第百三十五条 4

・ 第二百条 4

・ 第二百一条 5

・ 第二百十二条 5

○会社法の読替表 株式を対価とする公開買付けに際しての株式の発行等に関する特例（第二十一条の二第三項による読替え関係）

・ 第二百三十四条 7

・ 第三百九条 8

・ 第七百九十六条 10

・ 第七百九十七条 11

・ 第七百九十八条 13

・ 第八百六十八条 14

・ 第八百六十九条 16

・ 第八百七十条 16

・ 第八百七十一条 18

・ 第八百七十二条 18

・ 第八百七十三条 19

・ 第八百七十四条 19

・ 第八百七十五条 20

・ 第八百七十六条 20

・ 第九百四十条	・ 株式を対価とする公開買付けに際しての株式の発行等に関する特例（第二十一条の二第四項による読替え関係）	21
○ 商業登記法の読替表		
・ 第五十六条		23
○ 会社法の読替表	全部取得条項付種類株式の取得に関する特例（第二十一条の三第一項による読替え関係）	
・ 第百十一条		25
・ 第百五十五条		25
・ 第百七十一条		26
・ 第百七十二条		28
・ 第百七十三条		28
・ 第二百三十四条		29
・ 第四百六十六条		30
○ 会社法の読替表	全部取得条項付種類株式の取得に関する特例（第二十一条の三第二項による読替え関係）	
・ 第百六十九条		32
・ 第九百四十条		32
○ 商業登記法の読替表	全部取得条項付種類株式の取得に関する特例（第二十一条の三第三項による読替え関係）	
・ 第四十六条		34

○会社法の読替表 株式を対価とする公開買付けに際しての株式の発行等に関する特例（第二十一条の二第一項による読替え関係）

（傍線部分は読替えられる部分）

読 み 替 え 後	読 み 替 え 前
<p>（募集事項の決定）</p> <p>第百九十九条 株式会社は、その発行する株式又はその処分する自己株式を引き受ける者の募集をしようとするときは、その都度、募集株式（当該募集に応じてこれらの株式の引受けの申込みをした者に対して割り当てる株式をいう。以下この節において同じ。）について次に掲げる事項（第三号に掲げる事項を除く。）を定めなければならない。</p> <p>一 募集株式の数（種類株式発行会社にあつては、募集株式の種類及び数。以下この節において同じ。）又はその数の算定方法</p> <p>二 募集株式一株と引換えに給付する当該他の株式会社の株式（当該外国法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するものを含む。）並びに当該公開買付けにおいて当該株式と併せて買い付ける当該他の株式会社の新株予約権及び新株予約権付社債（以下「特定株式等」という。）の数又はその算定方法</p> <p>三 金銭以外の財産を出資の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及び価額</p> <p>四 募集株式と引換えにする当該他の株式会社の特定株式等の給付の期日又はその期間</p> <p>五 株式を発行するときは、増加する資本金及び資本準備金に</p>	<p>（募集事項の決定）</p> <p>第百九十九条 株式会社は、その発行する株式又はその処分する自己株式を引き受ける者の募集をしようとするときは、その都度、募集株式（当該募集に応じてこれらの株式の引受けの申込みをした者に対して割り当てる株式をいう。以下この節において同じ。）について次に掲げる事項を定めなければならない。</p> <p>一 募集株式の数（種類株式発行会社にあつては、募集株式の種類及び数。以下この節において同じ。）</p> <p>二 募集株式の払込金額（募集株式一株と引換えに払い込む金銭又は給付する金銭以外の財産の額をいう。以下この節において同じ。）又はその算定方法</p> <p>三 金銭以外の財産を出資の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及び価額</p> <p>四 募集株式と引換えにする金銭の払込み又は前号の財産の給付の期日又はその期間</p> <p>五 株式を発行するときは、増加する資本金及び資本準備金に</p>

関する事項

- 2 前項各号に掲げる事項（以下この節において「募集事項」という。）の決定は、株主総会の決議によらなければならない。
- 3 5 (略)

（公開会社における募集事項の決定の特則）

第二百一条 (略)

2 (略)

- 3 公開会社は、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二十一条の二第三項の規定により読み替えて準用する第七百九十六条第三項の規定により、株主総会の決議によらないで募集事項を定めるときは、同条第一項第四号の期日（同号の期間を定めた場合にあつては、その期間の初日）の二週間前までに、株主に対し、当該募集事項（前項の規定により払込金額の決定の方法を定めた場合にあつては、その方法を含む。以下この節において同じ。）を通知しなければならない。

4 (略)

- 5 第三項の規定は、株式会社が募集事項について同項に規定する期日の二週間前までに金融商品取引法第四条第一項から第三項までの届出をしている場合その他の株主の保護に欠けるおそれがないものとして産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第七十五条第二項に規定する主務省令で定める場合には、適用しない。

（出資の履行）

第二百八条 (略)

関する事項

- 2 前項各号に掲げる事項（以下この節において「募集事項」という。）の決定は、株主総会の決議によらなければならない。
- 3 5 (略)

（公開会社における募集事項の決定の特則）

第二百一条 (略)

2 (略)

- 3 公開会社は、第一項の規定により読み替えて適用する第九十九条第二項の取締役会の決議によつて募集事項を定めるときは、同条第一項第四号の期日（同号の期間を定めた場合にあつては、その期間の初日）の二週間前までに、株主に対し、当該募集事項（前項の規定により払込金額の決定の方法を定めた場合にあつては、その方法を含む。以下この節において同じ。）を通知しなければならない。

4 (略)

- 5 第三項の規定は、株式会社が募集事項について同項に規定する期日の二週間前までに金融商品取引法第四条第一項から第三項までの届出をしている場合その他の株主の保護に欠けるおそれがないものとして法務省令で定める場合には、適用しない。

（出資の履行）

第二百八条 (略)

2 募集株式の引受人（現物出資財産を給付する者に限る。）は、第九十九条第一項第四号の期日又は同号の期間内に、それぞれの募集株式と引換えに給付する当該他の株式会社の特定株式等の全部を給付しなければならぬ。

3 5 (略)

(資本金の額及び準備金の額)

第四百四十五条 株式会社の資本金の額は、この法律に別段の定めがある場合を除き、設立又は株式の発行に際して株主となる者が当該株式会社に対して払込み又は給付をした財産の額（産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二十一条の二第一項の場合にあつては、同法第七十五条第二項に規定する主務省令で定める額）とする。

2 前項の払込み又は給付に係る額（産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二十一条の二第一項の場合にあつては、同項の規定により読み替えて適用する前項の主務省令で定める額）の二分の一を超えない額は、資本金として計上しないことができる。

3 5 (略)

2 募集株式の引受人（現物出資財産を給付する者に限る。）は、第九十九条第一項第四号の期日又は同号の期間内に、それぞれの募集株式の払込金額の全額に相当する現物出資財産を給付しなければならぬ。

3 5 (略)

(資本金の額及び準備金の額)

第四百四十五条 株式会社の資本金の額は、この法律に別段の定めがある場合を除き、設立又は株式の発行に際して株主となる者が当該株式会社に対して払込み又は給付をした財産の額とする。

2 前項の払込み又は給付に係る額の二分の一を超えない額は、資本金として計上しないことができる。

3 5 (略)

○会社法の読替表 株式を対価とする公開買付けに際しての株式の発行等に関する特例（第二十一条の二第二項による読替え関係）

（傍線部分は読替えられる部分）

読み替え後	読み替え前
<p>（親会社株式の取得の禁止） 第百三十五条（適用しない）</p> <p>2・3（略）</p> <p>（募集事項の決定の委任） 第二百条（適用しない）</p>	<p>（親会社株式の取得の禁止） 第百三十五条 子会社は、その親会社である株式会社（以下この条において「親会社株式」という。）を取得してはならない。</p> <p>2・3（略）</p> <p>（募集事項の決定の委任） 第二百条 前条第二項及び第四項の規定にかかわらず、株主総会においては、その決議によって、募集事項の決定を取締役（取締役会設置会社にあつては、取締役会）に委任することができる。この場合においては、その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる募集株式の数の上限及び払込金額の下限を定めなければならない。</p> <p>2 前項の払込金額の下限が募集株式を引き受ける者に特に有利な金額である場合には、取締役は、同項の株主総会において、当該払込金額でその者の募集をすることを必要とする理由を説明しなければならない。</p> <p>3 第一項の決議は、前条第一項第四号の期日（同号の期間を定めた場合にあつては、その期間の末日）が当該決議の日から一年以内の日である同項の募集についてのみその効力を有する。</p> <p>4 種類株式発行会社において、第一項の募集株式の種類が譲渡</p>

(公開会社における募集事項の決定の特則)

第二百一条 (適用しない)

2 (適用しない)

3～5 (略)

(不正な払込金額で株式を引き受けた者等の責任)
第二百十二条 (適用しない)

制限株式であるときは、当該種類の株式に関する募集事項の決定の委任は、当該種類の株式について前条第四項の定めがある場合を除き、当該種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会の決議がなければ、その効力を生じない。ただし、当該種類株主総会において議決権を行使することができる種類株主が存しない場合は、この限りでない。

(公開会社における募集事項の決定の特則)

第二百一条 第九十九条第三項に規定する場合を除き、公開会社における同条第二項の規定の適用については、同項中「株主総会」とあるのは、「取締役会」とする。この場合においては、前条の規定は、適用しない。

2 前項の規定により読み替えて適用する第九十九条第二項の取締役会の決議によつて募集事項を定める場合において、市場価格のある株式を引き受ける者の募集をするときは、同条第一項第二号に掲げる事項に代えて、公正な価額による払込みを實現するために適当な払込金額の決定の方法を定めることができる。

3～5 (略)

(不正な払込金額で株式を引き受けた者等の責任)

第二百十二条 募集株式の引受人は、次の各号に掲げる場合には、株式会社に対し、当該各号に定める額を支払う義務を負う。
一 取締役(委員会設置会社にあつては、取締役又は執行役)と通じて著しく不正な払込金額で募集株式を引き受けた場合
二 当該払込金額と当該募集株式の公正な価額との差額に相

当する金額

二 第二百九条の規定により募集株式の株主となった時におけるその給付した現物出資財産の価額がこれについて定められた第百九十九条第一項第三号の価額に著しく不足する場合
当該不足額

2

前項第二号に掲げる場合において、現物出資財産を給付した募集株式の引受人が当該現物出資財産の価額がこれについて定められた第百九十九条第一項第三号の価額に著しく不足することにつき善意でかつ重大な過失がないときは、募集株式の引受けの申込み又は第二百五条の契約に係る意思表示を取り消すことができる。

○会社法の読替表 株式を対価とする公開買付けに際しての株式の発行等に関する特例（第二十一条の二第三項による読替え関係）

（傍線部分は読替えられる部分）

読 み 替 え 後	読 み 替 え 前
<p>（一に満たない端数の処理）</p> <p>第二百三十四条 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二十一条の二第一項の規定による株式の発行又は自己株式の処分に際してこれらの株式の引受けの申込みをした者にこれらの株式を交付する場合において、その者に対し交付しなければならぬ当該認定事業者である株式会社の株式の数に一株に満たない端数があるときは、その端数の合計数（その合計数に一に満たない端数がある場合にあつては、これを切り捨てるものとする。）に相当する数の株式を競売し、かつ、その端数に応じてその競売により得られた代金を当該者に交付しなければならぬ。</p> <p>一〇八（略）</p> <p>2 株式会社は、前項の規定による競売に代えて、市場価格のある同項の株式については市場価格として法務省令で定める方法により算定される額をもって、市場価格のない同項の株式については裁判所の許可を得て競売以外の方法により、これを売却することができる。この場合において、当該許可の申立ては、取締役が二人以上あるときは、その全員の同意によつてしなければならない。</p> <p>3 前項の規定により第一項の株式を売却した場合における同項の規定の適用については、同項中「競売により」とあるのは、</p>	<p>（一に満たない端数の処理）</p> <p>第二百三十四条 次の各号に掲げる行為に際して当該各号に定める者に当該株式会社の株式を交付する場合において、その者に対し交付しなければならぬ当該株式会社の株式の数に一株に満たない端数があるときは、その端数の合計数（その合計数に一に満たない端数がある場合にあつては、これを切り捨てるものとする。）に相当する数の株式を競売し、かつ、その端数に応じてその競売により得られた代金を当該者に交付しなければならない。</p> <p>一〇八（略）</p> <p>2 株式会社は、前項の規定による競売に代えて、市場価格のある同項の株式については市場価格として法務省令で定める方法により算定される額をもって、市場価格のない同項の株式については裁判所の許可を得て競売以外の方法により、これを売却することができる。この場合において、当該許可の申立ては、取締役が二人以上あるときは、その全員の同意によつてしなければならない。</p> <p>3 前項の規定により第一項の株式を売却した場合における同項の規定の適用については、同項中「競売により」とあるのは、</p>

「売却により」とする。

4 株式会社は、第二項の規定により売却する株式の全部又は一部を買い取ることができる。この場合においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 買い取る株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）

二 前号の株式の買取りをするのと引換えに交付する金銭の総額

5 取締役会設置会社においては、前項各号に掲げる事項の決定は、取締役会の決議によらなければならない。

6 第一項から第四項までの規定は、第一項各号に掲げる行為に際して当該各号に定める者に当該株式会社の社債又は新株予約権を交付するときにについて準用する。

（株主総会の決議）

第三百九条（略）

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる株主総会の決議は、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数（三分の一以上の割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上）を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の三分の二（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上に当たる多数をもって行わなければならない。この場合においては、当該決議の要件に加えて、一定の数以上の株主の賛成を要する旨その他の要件を定款で定めることを妨げない。

一 第四百四十条第二項及び第五項の株主総会

「売却により」とする。

4 株式会社は、第二項の規定により売却する株式の全部又は一部を買い取ることができる。この場合においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 買い取る株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）

二 前号の株式の買取りをするのと引換えに交付する金銭の総額

5 取締役会設置会社においては、前項各号に掲げる事項の決定は、取締役会の決議によらなければならない。

6 第一項から第四項までの規定は、第一項各号に掲げる行為に際して当該各号に定める者に当該株式会社の社債又は新株予約権を交付するときにについて準用する。

（株主総会の決議）

第三百九条（略）

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる株主総会の決議は、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数（三分の一以上の割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上）を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の三分の二（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上に当たる多数をもって行わなければならない。この場合においては、当該決議の要件に加えて、一定の数以上の株主の賛成を要する旨その他の要件を定款で定めることを妨げない。

一 第四百四十条第二項及び第五項の株主総会

- 二 第五百五十六条第一項の株主総会（第六十条第一項の特定の株主を定める場合に限る。）
- 三 第七十一条第一項及び第七十五条第一項の株主総会
- 四 第八十条第二項の株主総会
- 五 第九十九条第二項、第二百条第一項、第二百二条第三項第四号及び第二百四条第二項の株主総会
- 六 第二百三十八条第二項、第二百三十九条第一項、第二百四十一条第三項第四号及び第二百四十三条第二項の株主総会
- 七 第三百三十九条第一項の株主総会（第三百四十二条第三項から第五項までの規定により選任された取締役を解任する場合又は監査役を解任する場合に限る。）
- 八 第四百二十五条第一項の株主総会
- 九 第四百四十七条第一項の株主総会（次のいずれにも該当する場合を除く。）
 - イ 定時株主総会において第四百四十七条第一項各号に掲げる事項を定めること。
 - ロ 第四百四十七条第一項第一号の額がイの定時株主総会の日（第四百三十九条前段に規定する場合にあつては、第四百三十六条第三項の承認があつた日）における欠損の額として法務省令で定める方法により算定される額を超えないこと。
- 十 第四百五十四条第四項の株主総会（配当財産が金銭以外の財産であり、かつ、株主に対して同項第一号に規定する金銭分配請求権を与えないこととする場合に限る。）
- 十一 第六章から第八章までの規定により株主総会の決議を要する場合における当該株主総会

- 二 第五百五十六条第一項の株主総会（第六十条第一項の特定の株主を定める場合に限る。）
- 三 第七十一条第一項及び第七十五条第一項の株主総会
- 四 第八十条第二項の株主総会
- 五 第九十九条第二項、第二百条第一項、第二百二条第三項第四号及び第二百四条第二項の株主総会
- 六 第二百三十八条第二項、第二百三十九条第一項、第二百四十一条第三項第四号及び第二百四十三条第二項の株主総会
- 七 第三百三十九条第一項の株主総会（第三百四十二条第三項から第五項までの規定により選任された取締役を解任する場合又は監査役を解任する場合に限る。）
- 八 第四百二十五条第一項の株主総会
- 九 第四百四十七条第一項の株主総会（次のいずれにも該当する場合を除く。）
 - イ 定時株主総会において第四百四十七条第一項各号に掲げる事項を定めること。
 - ロ 第四百四十七条第一項第一号の額がイの定時株主総会の日（第四百三十九条前段に規定する場合にあつては、第四百三十六条第三項の承認があつた日）における欠損の額として法務省令で定める方法により算定される額を超えないこと。
- 十 第四百五十四条第四項の株主総会（配当財産が金銭以外の財産であり、かつ、株主に対して同項第一号に規定する金銭分配請求権を与えないこととする場合に限る。）
- 十一 第六章から第八章までの規定により株主総会の決議を要する場合における当該株主総会

十二 第五編の規定により株主総会の決議を要する場合における当該株主総会

3～5 (略)

(吸収合併契約等の承認を要しない場合等)

第七百九十六条 (略)

2 (略)

3 第九十九条第二項の規定は、第一号に掲げる額の第二号に掲げる額に対する割合が五分の一を超えない場合には、適用しない。ただし、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二十一条の二第一項の規定による株式の発行又は自己株式の処分の際にこれらの株式の引受けの申込みをした者に交付する株式の全部又は一部が当該認定事業者である株式会社の譲渡制限株式会社である場合であつて、当該認定事業者である株式会社が公開会社でないときは、この限りでない。

一 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二十一条の二第一項の規定による株式の発行又は自己株式の処分に際してこれらの株式の引受けの申込みをした者に交付する当該認定事業者である株式会社の株式の数に一株当たり純資産額を乗じて得た額

十二 第五編の規定により株主総会の決議を要する場合における当該株主総会

3～5 (略)

(吸収合併契約等の承認を要しない場合等)

第七百九十六条 (略)

2 (略)

3 前条第一項から第三項までの規定は、第一号に掲げる額の第二号に掲げる額に対する割合が五分の一(これを下回る割合を存続株式会社等の定款で定めた場合にあっては、その割合)を超えない場合には、適用しない。ただし、同条第二項各号に掲げる場合又は第一項ただし書に規定する場合は、この限りでない。

一 次に掲げる額の合計額

イ 吸収合併消滅株式会社若しくは株式交換完全子会社の株主、吸収合併消滅持分会社の社員又は吸収分割会社(以下この号において「消滅会社等の株主等」という。)に対して交付する存続株式会社等の株式の数に一株当たり純資産額を乗じて得た額

ロ 消滅会社等の株主等に対して交付する存続株式会社等の

二 当該認定事業者である株式会社純資産額として主務省令で定める方法により算定される額

4 前項本文に規定する場合において、主務省令で定める数の株式（第百九十九条第二項の株主総会において議決権を行使することができるものに限る。）を有する株主が次条第三項の規定による通知又は同条第四項の公告の日から二週間以内に産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二十一条の二第一項の規定による株式の発行又は自己株式の処分に対する旨を当該認定事業者である株式会社に対し通知したときは、当該認定事業者である株式会社は、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二十一条の二第一項の規定により読み替えて適用する第百九十九条第一項第四号の期日又は同号の期間の初日の前日までに、株主総会の決議によって、当該募集事項を定めなければならない。

（反対株主の株式買取請求）

第七百九十七条 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二十一条の二第一項の規定による株式の発行又は自己株式の処分をする場合には、反対株主は、当該認定事業者である株式会社に対し、自己の有する株式を公正な価格で買い取れることを請求することができる。

2 前項に規定する「反対株主」とは、次の各号に掲げる場合に

社債、新株予約権又は新株予約権付社債の帳簿価額の合計額

ハ 消滅会社等の株主等に対して交付する存続株式会社等の株式等以外の財産の帳簿価額の合計額

二 存続株式会社等の純資産額として法務省令で定める方法により算定される額

4 前項本文に規定する場合において、法務省令で定める数の株式（前条第一項の株主総会において議決権を行使することができるものに限る。）を有する株主が次条第三項の規定による通知又は同条第四項の公告の日から二週間以内に吸収合併等に対する旨を存続株式会社等に対し通知したときは、当該存続株式会社等は、効力発生日の前日までに、株主総会の決議によって、吸収合併契約等の承認を受けなければならない。

（反対株主の株式買取請求）

第七百九十七条 吸収合併等をする場合には、反対株主は、存続株式会社等に対し、自己の有する株式を公正な価格で買い取れることを請求することができる。

2 前項に規定する「反対株主」とは、次の各号に掲げる場合に

おける当該各号に定める株主をいう。

一 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二十一条の二第一項の規定による株式の発行又は自己株式の処分をするために株主総会（種類株主総会を含む。）の決議を要する場合 次に掲げる株主

イ 当該株主総会に先立って当該産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二十一条の二第一項の規定による株式の発行又は自己株式の処分に反対する旨を当該認定事業者である株式会社に対し通知し、かつ、当該株主総会において当該産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二十一条の二第一項の規定による株式の発行又は自己株式の処分に反対した株主（当該株主総会において議決権を行使することができるものに限る。）

ロ 当該株主総会において議決権を行使することができない株主

二 前号に規定する場合以外の場合 すべての株主

3 当該認定事業者である株式会社は、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二十一条の二第一項の規定により読み替えて適用する第九十九条第一項第四号の期日又は同号の期間の初日の二十日前までに、その株主に対し、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二十一条の二第一項の規定による株式の発行又は自己株式の処分をする旨並びに当該他の株式会社又は外国法人の商号及び住所を通知しなければならない。

4 次に掲げる場合には、前項の規定による通知は、公告をもってこれに代えることができる。

おける当該各号に定める株主をいう。

一 吸収合併等をするために株主総会（種類株主総会を含む。）の決議を要する場合 次に掲げる株主

イ 当該株主総会に先立って当該吸収合併等に反対する旨を当該存続株式会社等に対し通知し、かつ、当該株主総会において当該吸収合併等に反対した株主（当該株主総会において議決権を行使することができるものに限る。）

ロ 当該株主総会において議決権を行使することができない株主

二 前号に規定する場合以外の場合 すべての株主

3 存続株式会社等は、効力発生日の二十日前までに、その株主に対し、吸収合併等をする旨並びに消滅会社等の商号及び住所（第七百九十五条第三項に規定する場合にあつては、吸収合併等をする旨、消滅会社等の商号及び住所並びに同項の株式に関する事項）を通知しなければならない。

4 次に掲げる場合には、前項の規定による通知は、公告をもってこれに代えることができる。

- 一 当該認定事業者である株式会社^が公開会社である場合
 - 二 当該認定事業者である株式会社^が第百九十九条第二項の株主総会の決議によつて募集事項を定めた場合
- 5 第一項の規定による請求（以下この目において「株式買取請求」という。）は、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二十一条の二第一項の規定により読み替えて適用する第百九十九条第一項第四号の期日又は同号の期間の初日の二十日前の日から産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二十一条の二第一項の規定により読み替えて適用する第百九十九条第一項第四号の期日又は同号の期間の初日の前日までの間に、その株式買取請求に係る株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）を明らかにしてしなければならない。
 - 6 株式買取請求をした株主は、当該認定事業者である株式会社^の承諾を得た場合に限り、その株式買取請求を撤回することができる。
 - 7 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二十一条の二第一項の規定による株式の発行又は自己株式の処分^の全部を中止したときは、株式買取請求は、その効力を失う。
- （株式の価格の決定等）
- 第七百九十八条 株式買取請求があつた場合において、株式の価格の決定について、株主と当該認定事業者である株式会社との間に協議が調つたときは、当該認定事業者である株式会社は、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二十一条の二第一項の規定により読み替えて適用する第百九十九条

- 一 存続株式会社等^が公開会社である場合
 - 二 存続株式会社等^が第七百九十五条第一項の株主総会の決議によつて吸収合併契約等の承認を受けた場合
- 5 第一項の規定による請求（以下この目において「株式買取請求」という。）は、効力発生日の二十日前の日から効力発生日の前日までの間に、その株式買取請求に係る株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）を明らかにしてしなければならない。
 - 6 株式買取請求をした株主は、存続株式会社等の承諾を得た場合に限り、その株式買取請求を撤回することができる。
 - 7 吸収合併等を中止したときは、株式買取請求は、その効力を失う。
- （株式の価格の決定等）
- 第七百九十八条 株式買取請求があつた場合において、株式の価格の決定について、株主と存続株式会社等との間に協議が調つたときは、存続株式会社等は、効力発生日から六十日以内にその支払をしなければならない。

第一項第四号の期日又は同号の期間の初日から六十日以内にその支払をしなければならない。

2 株式の価格の決定について、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二十一条の二第一項の規定により読み替えて適用する第九十九条第一項第四号の期日又は同号の期間の初日から三十日以内に協議が調わないときは、株主又は当該認定事業者である株式会社は、その期間の満了の日後三十日以内に、裁判所に対し、価格の決定の申立てをすることができる。

3 前条第六項の規定にかかわらず、前項に規定する場合において、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二十一条の二第一項の規定により読み替えて適用する第九十九条第一項第四号の期日又は同号の期間の初日から六十日以内に同項の申立てがないときは、その期間の満了後は、株主は、いつでも、株式買取請求を撤回することができる。

4 当該認定事業者である株式会社は、裁判所の決定した価格に対する第一項の期間の満了の日後の年六分の利率により算定した利息をも支払わなければならない。

5 株式買取請求に係る株式の買取りは、当該株式の代金の支払の時に、その効力を生ずる。

6 株券発行会社は、株券が発行されている株式について株式買取請求があったときは、株券と引換えに、その株式買取請求に係る株式の代金を支払わなければならない。

(非訟事件の管轄)

第八百六十八条 この法律の規定による非訟事件（次項から第

2 株式の価格の決定について、効力発生日から三十日以内に協議が調わないときは、株主又は存続株式会社等は、その期間の満了の日後三十日以内に、裁判所に対し、価格の決定の申立てをすることができる。

3 前条第六項の規定にかかわらず、前項に規定する場合において、効力発生日から六十日以内に同項の申立てがないときは、その期間の満了後は、株主は、いつでも、株式買取請求を撤回することができる。

4 存続株式会社等は、裁判所の決定した価格に対する第一項の期間の満了の日後の年六分の利率により算定した利息をも支払わなければならない。

5 株式買取請求に係る株式の買取りは、当該株式の代金の支払の時に、その効力を生ずる。

6 株券発行会社は、株券が発行されている株式について株式買取請求があったときは、株券と引換えに、その株式買取請求に係る株式の代金を支払わなければならない。

(非訟事件の管轄)

第八百六十八条 この法律の規定による非訟事件（次項から第

五項までに規定する事件を除く。)は、会社の本店の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 親会社社員(会社である親会社の株主又は社員に限る。)によるこの法律の規定により株式会社が作成し、又は備え置いた書面又は電磁的記録についての次に掲げる閲覧等(閲覧、謄写、謄本若しくは抄本の交付、事項の提供又は事項を記載した書面の交付をいう。第八百七十条第一号において同じ。)の許可の申立てに係る事件は、当該株式会社の本店の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

一 当該書面の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付

二 当該電磁的記録に記録された事項を表示したものの閲覧若しくは謄写又は電磁的方法による当該事項の提供若しくは当該事項を記載した書面の交付

3 第七百五条第四項、第七百六条第四項、第七百七条、第七百十一条第三項、第七百十三条、第七百十四条第一項及び第三項、第七百十八条第三項、第七百三十二条、第七百四十条第一項並びに第七百四十一条第一項の規定による裁判の申立てに係る事件は、社債を発行した会社の本店の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

4 第八百二十二条第一項の規定による外国会社の清算に係る事件並びに第八百二十七条第一項の規定による裁判及び同条第二項において準用する第八百二十五条第一項の規定による保全処分に係る事件は、当該外国会社の日本における営業所の所在地(日本に営業所を設けていない場合にあつては、日本における代表者の住所地)を管轄する地方裁判所の管轄に

五項までに規定する事件を除く。)は、会社の本店の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 親会社社員(会社である親会社の株主又は社員に限る。)によるこの法律の規定により株式会社が作成し、又は備え置いた書面又は電磁的記録についての次に掲げる閲覧等(閲覧、謄写、謄本若しくは抄本の交付、事項の提供又は事項を記載した書面の交付をいう。第八百七十条第一号において同じ。)の許可の申立てに係る事件は、当該株式会社の本店の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

一 当該書面の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付

二 当該電磁的記録に記録された事項を表示したものの閲覧若しくは謄写又は電磁的方法による当該事項の提供若しくは当該事項を記載した書面の交付

3 第七百五条第四項、第七百六条第四項、第七百七条、第七百十一条第三項、第七百十三条、第七百十四条第一項及び第三項、第七百十八条第三項、第七百三十二条、第七百四十条第一項並びに第七百四十一条第一項の規定による裁判の申立てに係る事件は、社債を発行した会社の本店の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

4 第八百二十二条第一項の規定による外国会社の清算に係る事件並びに第八百二十七条第一項の規定による裁判及び同条第二項において準用する第八百二十五条第一項の規定による保全処分に係る事件は、当該外国会社の日本における営業所の所在地(日本に営業所を設けていない場合にあつては、日本における代表者の住所地)を管轄する地方裁判所の管轄に

属する。

5 第八百四十三条第四項の申立てに係る事件は、同条第一項各号に掲げる行為の無効の訴えの第一審の受訴裁判所の管轄に属する。

(疎明)

第八百六十九条 この法律の規定による許可の申立てをする場合には、その原因となる事実を疎明しなければならない。

(陳述の聴取)

第八百七十条 裁判所は、この法律の規定(第二編第九章第二節を除く。)による非訟事件についての裁判のうち、次の各号に掲げる裁判をする場合には、当該各号に定める者(第四号及び第六号にあつては、申立人を除く。)の陳述を聴かなければならない。

一 この法律の規定により株式会社を作成し、又は備え置いた書面又は電磁的記録についての閲覧等の許可の申立てについての裁判 当該株式会社

二 第三百四十六条第二項、第三百五十一条第二項若しくは第四百一条第三項(第四百三条第三項及び第四百二十条第三項において準用する場合を含む。)の規定により選任された一時取締役、会計参与、監査役、代表取締役、委員、執行役若しくは代表執行役の職務を行うべき者、清算人、第四百七十九条第四項において準用する第三百四十六条第二項若しくは第四百八十三条第六項において準用する第三百五十一条第二項の規定により選任された一時清算人若しくは代表清算人の

属する。

5 第八百四十三条第四項の申立てに係る事件は、同条第一項各号に掲げる行為の無効の訴えの第一審の受訴裁判所の管轄に属する。

(疎明)

第八百六十九条 この法律の規定による許可の申立てをする場合には、その原因となる事実を疎明しなければならない。

(陳述の聴取)

第八百七十条 裁判所は、この法律の規定(第二編第九章第二節を除く。)による非訟事件についての裁判のうち、次の各号に掲げる裁判をする場合には、当該各号に定める者(第四号及び第六号にあつては、申立人を除く。)の陳述を聴かなければならない。

一 この法律の規定により株式会社を作成し、又は備え置いた書面又は電磁的記録についての閲覧等の許可の申立てについての裁判 当該株式会社

二 第三百四十六条第二項、第三百五十一条第二項若しくは第四百一条第三項(第四百三条第三項及び第四百二十条第三項において準用する場合を含む。)の規定により選任された一時取締役、会計参与、監査役、代表取締役、委員、執行役若しくは代表執行役の職務を行うべき者、清算人、第四百七十九条第四項において準用する第三百四十六条第二項若しくは第四百八十三条第六項において準用する第三百五十一条第二項の規定により選任された一時清算人若しくは代表清算人の

職務を行うべき者、検査役又は第八百二十五条第二項（第八百二十七条第二項において準用する場合を含む。）の管理人の報酬の額の決定 当該会社及び報酬を受ける者

三 清算人又は社債管理者の解任についての裁判 当該清算人又は社債管理者

四 第一百七十七条第二項、第一百九十九条第二項、第一百七十二条第一項、第九百九十三条第二項（第九百九十四条第四項において準用する場合を含む。）、第四百七十条第二項、第七百七十八条第二項、第七百八十六条第二項、第七百八十八条第二項、第七百九十八条第二項、第八百七十七条第二項又は第八百九条第二項の規定による株式又は新株予約権（当該新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合において、当該新株予約権付社債についての社債の買取りの請求があつたときは、当該社債を含む。）の価格の決定 価格の決定の申立てをすることができる者

五 第三十三条第七項の規定による裁判 設立時取締役、第二十八号第一号の金銭以外の財産を出資する者及び同条第二号の譲渡人

六 第四百四十四条第二項（同条第七項において準用する場合を含む。）又は第七百七十七条第二項の規定による株式の売買価格の決定 売買価格の決定の申立てをすることができる者（第四百四十四条第四項に規定する指定買取人がある場合にあつては、当該指定買取人を含む。）

七 第二百七条第七項又は第二百八十四条第七項の規定による裁判 当該株式会社及び第九百九十九条第一項第三号又は第二百三十六条第一項第三号の規定により金銭以外の財産を出資

職務を行うべき者、検査役又は第八百二十五条第二項（第八百二十七条第二項において準用する場合を含む。）の管理人の報酬の額の決定 当該会社及び報酬を受ける者

三 清算人又は社債管理者の解任についての裁判 当該清算人又は社債管理者

四 第一百七十七条第二項、第一百九十九条第二項、第一百七十二条第一項、第九百九十三条第二項（第九百九十四条第四項において準用する場合を含む。）、第四百七十条第二項、第七百七十八条第二項、第七百八十六条第二項、第七百八十八条第二項、第七百九十八条第二項、第八百七十七条第二項又は第八百九条第二項の規定による株式又は新株予約権（当該新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合において、当該新株予約権付社債についての社債の買取りの請求があつたときは、当該社債を含む。）の価格の決定 価格の決定の申立てをすることができる者

五 第三十三条第七項の規定による裁判 設立時取締役、第二十八号第一号の金銭以外の財産を出資する者及び同条第二号の譲渡人

六 第四百四十四条第二項（同条第七項において準用する場合を含む。）又は第七百七十七条第二項の規定による株式の売買価格の決定 売買価格の決定の申立てをすることができる者（第四百四十四条第四項に規定する指定買取人がある場合にあつては、当該指定買取人を含む。）

七 第二百七条第七項又は第二百八十四条第七項の規定による裁判 当該株式会社及び第九百九十九条第一項第三号又は第二百三十六条第一項第三号の規定により金銭以外の財産を出資

する者

八 第四百五十五条第二項第二号又は第五百五条第三項第二号の規定による裁判 当該株主

九 第四百五十六条又は第五百六条の規定による裁判 当該株主

十 第七百三十二条の規定による裁判 利害関係人

十一 第七百四十条第一項の規定による申立てを認容する裁判 社債を発行した会社

十二 第七百四十一条第一項の許可の申立てについての裁判 社債を発行した会社

十三 第八百二十四条第一項の規定による裁判 当該会社

十四 第八百二十七条第一項の規定による裁判 当該外国会社

十五 第八百四十三条第四項の申立てについての裁判 同項に規定する行為をした会社

(理由の付記)
第八百七十一条 この法律の規定による非訟事件についての裁判には、理由を付さなければならない。ただし、次に掲げる裁判については、この限りでない。

一 前条第二号に掲げる裁判

二 第八百七十四条各号に掲げる裁判

(即時抗告)
第八百七十二条 次の各号に掲げる裁判に対しては、当該各号に定める者は、即時抗告をすることができる。

一 第六百九条第三項又は第八百二十五条第一項（第八百二十

する者

八 第四百五十五条第二項第二号又は第五百五条第三項第二号の規定による裁判 当該株主

九 第四百五十六条又は第五百六条の規定による裁判 当該株主

十 第七百三十二条の規定による裁判 利害関係人

十一 第七百四十条第一項の規定による申立てを認容する裁判 社債を発行した会社

十二 第七百四十一条第一項の許可の申立てについての裁判 社債を発行した会社

十三 第八百二十四条第一項の規定による裁判 当該会社

十四 第八百二十七条第一項の規定による裁判 当該外国会社

十五 第八百四十三条第四項の申立てについての裁判 同項に規定する行為をした会社

(理由の付記)
第八百七十一条 この法律の規定による非訟事件についての裁判には、理由を付さなければならない。ただし、次に掲げる裁判については、この限りでない。

一 前条第二号に掲げる裁判

二 第八百七十四条各号に掲げる裁判

(即時抗告)
第八百七十二条 次の各号に掲げる裁判に対しては、当該各号に定める者は、即時抗告をすることができる。

一 第六百九条第三項又は第八百二十五条第一項（第八百二十

七条第二項において準用する場合を含む。）の規定による保全処分についての裁判 利害関係人

二 第八百四十条第二項（第八百四十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による申立てについての裁判 申立人、株主及び株式会社

三 第八百四十二条第二項において準用する第八百四十条第二項の規定による申立てについての裁判 申立人、新株予約権者及び株式会社

四 第八百七十条各号に掲げる裁判 申立人及び当該各号に定める者（同条第二号、第五号及び第七号に掲げる裁判にあつては、当該各号に定める者）

（原裁判の執行停止）

第八百七十三条 前条の即時抗告は、執行停止の効力を有する。ただし、次に掲げる裁判に対するものについては、この限りでない。

- 一 第八百七十条第二号に掲げる裁判
- 二 第八百七十条第三号に掲げる裁判
- 三 第八百七十条第五号及び第七号に掲げる裁判
- 四 第八百七十条第十一号に掲げる裁判

（不服申立ての制限）

第八百七十四条 次に掲げる裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

- 一 第八百七十条第二号に規定する一時取締役、会計参与、監査役、代表取締役、委員、執行役若しくは代表執行役の職務

七条第二項において準用する場合を含む。）の規定による保全処分についての裁判 利害関係人

二 第八百四十条第二項（第八百四十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による申立てについての裁判 申立人、株主及び株式会社

三 第八百四十二条第二項において準用する第八百四十条第二項の規定による申立てについての裁判 申立人、新株予約権者及び株式会社

四 第八百七十条各号に掲げる裁判 申立人及び当該各号に定める者（同条第二号、第五号及び第七号に掲げる裁判にあつては、当該各号に定める者）

（原裁判の執行停止）

第八百七十三条 前条の即時抗告は、執行停止の効力を有する。ただし、次に掲げる裁判に対するものについては、この限りでない。

- 一 第八百七十条第二号に掲げる裁判
- 二 第八百七十条第三号に掲げる裁判
- 三 第八百七十条第五号及び第七号に掲げる裁判
- 四 第八百七十条第十一号に掲げる裁判

（不服申立ての制限）

第八百七十四条 次に掲げる裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

- 一 第八百七十条第二号に規定する一時取締役、会計参与、監査役、代表取締役、委員、執行役若しくは代表執行役の職務

を行うべき者、清算人、代表清算人、清算持分会社を代表する清算人、同号に規定する一時清算人若しくは代表清算人の職務を行うべき者、検査役、第五百一条第一項（第八百二十二条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第六百六十二条第一項の鑑定人、第五百八条第二項（第八百二十二条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第六百七十二条第三項の帳簿資料の保存をする者、社債管理者の特別代理人又は第七百十四条第三項の事務を承継する社債管理者の選任又は選定の裁判

二 第八百二十五条第二項（第八百二十七条第二項において準用する場合を含む。）の管理人の選任又は解任についての裁判

三 第八百二十五条第六項（第八百二十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定による裁判

四 この法律の規定による許可の申立てを認容する裁判（第八百七十条第一号及び第十二号に掲げる裁判を除く。）

（非訟事件手続法の規定の適用除外）

第八百七十五条 この法律の規定による非訟事件については、非訟事件手続法第十五条の規定は、適用しない。

（最高裁判所規則）

第八百七十六条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による非訟事件の手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

を行うべき者、清算人、代表清算人、清算持分会社を代表する清算人、同号に規定する一時清算人若しくは代表清算人の職務を行うべき者、検査役、第五百一条第一項（第八百二十二条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第六百六十二条第一項の鑑定人、第五百八条第二項（第八百二十二条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第六百七十二条第三項の帳簿資料の保存をする者、社債管理者の特別代理人又は第七百十四条第三項の事務を承継する社債管理者の選任又は選定の裁判

二 第八百二十五条第二項（第八百二十七条第二項において準用する場合を含む。）の管理人の選任又は解任についての裁判

三 第八百二十五条第六項（第八百二十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定による裁判

四 この法律の規定による許可の申立てを認容する裁判（第八百七十条第一号及び第十二号に掲げる裁判を除く。）

（非訟事件手続法の規定の適用除外）

第八百七十五条 この法律の規定による非訟事件については、非訟事件手続法第十五条の規定は、適用しない。

（最高裁判所規則）

第八百七十六条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による非訟事件の手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

(電子公告の公告期間等)

第九百四十条 株式会社又は持分会社が電子公告によりこの法律の規定による公告をする場合には、次の各号に掲げる公告の区分に応じ、当該各号に定める日までの間、継続して電子公告による公告をしなければならない。

- 一 この法律の規定により特定の日の一定の期間前に公告しなければならぬ場合における当該公告 当該特定の日
 - 二 第四百四十条第一項の規定による公告 同項の定時株主總會の終結の日後五年を経過する日
 - 三 公告に定める期間内に異議を述べることができる旨の公告 当該期間を経過する日
 - 四 前三号に掲げる公告以外の公告 当該公告の開始後一箇月を経過する日
- 2 外国会社が電子公告により第八百十九条第一項の規定による公告をする場合には、同項の手續の終結の日後五年を経過する日までの間、継続して電子公告による公告をしなければならない。
- 3 前二項の規定にかかわらず、これらの規定により電子公告による公告をしなければならない期間（以下この章において「公告期間」という。）中公告の中断（不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置かれた情報がその状態に置かれないうこととなったこと又はその情報がその状態に置かれた後改変されたことをいう。以下この項において同じ。）が生じた場合において、次のいずれにも該当するときは、その公告の中断は、当該公告の効力に影響を及ぼさない。
- 一 公告の中断が生ずることにつき会社が善意でかつ重大な過

(電子公告の公告期間等)

第九百四十条 株式会社又は持分会社が電子公告によりこの法律の規定による公告をする場合には、次の各号に掲げる公告の区分に応じ、当該各号に定める日までの間、継続して電子公告による公告をしなければならない。

- 一 この法律の規定により特定の日の一定の期間前に公告しなければならぬ場合における当該公告 当該特定の日
 - 二 第四百四十条第一項の規定による公告 同項の定時株主總會の終結の日後五年を経過する日
 - 三 公告に定める期間内に異議を述べることができる旨の公告 当該期間を経過する日
 - 四 前三号に掲げる公告以外の公告 当該公告の開始後一箇月を経過する日
- 2 外国会社が電子公告により第八百十九条第一項の規定による公告をする場合には、同項の手續の終結の日後五年を経過する日までの間、継続して電子公告による公告をしなければならない。
- 3 前二項の規定にかかわらず、これらの規定により電子公告による公告をしなければならない期間（以下この章において「公告期間」という。）中公告の中断（不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置かれた情報がその状態に置かれないうこととなったこと又はその情報がその状態に置かれた後改変されたことをいう。以下この項において同じ。）が生じた場合において、次のいずれにも該当するときは、その公告の中断は、当該公告の効力に影響を及ぼさない。
- 一 公告の中断が生ずることにつき会社が善意でかつ重大な過

失がないこと又は会社に正当な事由があること。

二 公告の中断が生じた時間の合計が公告期間の十分の一を超えないこと。

三 会社が公告の中断が生じたことを知った後速やかにその旨、公告の中断が生じた時間及び公告の中断の内容を当該公告に付して公告したこと。

失がないこと又は会社に正当な事由があること。

二 公告の中断が生じた時間の合計が公告期間の十分の一を超えないこと。

三 会社が公告の中断が生じたことを知った後速やかにその旨、公告の中断が生じた時間及び公告の中断の内容を当該公告に付して公告したこと。

○商業登記法の読替表 株式を対価とする公開買付けに際しての株式の発行等に関する特例（第二十一条の二第四項による読替え関係）
 （傍線部分は読替えられる部分）

読 み 替 え 後	読 み 替 え 前
<p>（募集株式の発行による変更の登記）</p> <p>第五十六条 募集株式（会社法第九十九条第一項に規定する募集株式をいう。第一号において同じ。）の発行による変更の登記の申請書には、次の書面（第三号イ及び第四号に掲げる書面を除く。）及び産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特 <u>別措置法第五条第一項、第七条第一項、第九条第一項又は第十条第一項の主務大臣の認定を受けた計画に従った株式の発行</u> であることを証する書面を添付しなければならない。</p> <p>一 募集株式の引受けの申込み又は会社法第二百五条の契約を証する書面</p> <p>二 金銭を出資の目的とするときは、会社法第二百八条第一項の規定による払込みがあつたことを証する書面</p> <p>三 金銭以外の財産を出資の目的とするときは、次に掲げる書面</p> <p>イ 検査役が選任されたときは、検査役の調査報告を記載した書面及びその附属書類</p> <p>ロ 会社法第二百七条第九項第三号に掲げる場合には、有価証券の市場価格を証する書面</p> <p>ハ 会社法第二百七条第九項第四号に掲げる場合には、同号に規定する証明を記載した書面及びその附属書類</p> <p>ニ 会社法第二百七条第九項第五号に掲げる場合には、同号</p>	<p>（募集株式の発行による変更の登記）</p> <p>第五十六条 募集株式（会社法第九十九条第一項に規定する募集株式をいう。第一号において同じ。）の発行による変更の登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。</p> <p>一 募集株式の引受けの申込み又は会社法第二百五条の契約を証する書面</p> <p>二 金銭を出資の目的とするときは、会社法第二百八条第一項の規定による払込みがあつたことを証する書面</p> <p>三 金銭以外の財産を出資の目的とするときは、次に掲げる書面</p> <p>イ 検査役が選任されたときは、検査役の調査報告を記載した書面及びその附属書類</p> <p>ロ 会社法第二百七条第九項第三号に掲げる場合には、有価証券の市場価格を証する書面</p> <p>ハ 会社法第二百七条第九項第四号に掲げる場合には、同号に規定する証明を記載した書面及びその附属書類</p> <p>ニ 会社法第二百七条第九項第五号に掲げる場合には、同号</p>

四 の金銭債権について記載された会計帳簿
検査役の報告に関する裁判があつたときは、その謄本

四 の金銭債権について記載された会計帳簿
検査役の報告に関する裁判があつたときは、その謄本

○会社法の読替表 全部取得条項付種類株式の取得に関する特例(第二十一条の三第一項による読替え関係)

(傍線部分は読替えられる部分)

読 み 替 え 後	読 み 替 え 前
<p>第百十一条 (略)</p> <p>2 種類株式発行会社がある種類の株式の内容として第百八条第一項第四号又は第七号に掲げる事項についての定款の定めを設ける場合には、当該定款の変更は、次に掲げる種類株主(産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二十一条の三第一項の主務大臣の認定を受けた場合にあつては、第二号又は第三号に掲げる種類株主に限る。)を構成員とする種類株主総会(当該種類株主に係る株式の種類が二以上ある場合にあつては、当該二以上の株式の種類別に区分された種類株主を構成員とする各種類株主総会。以下この条において同じ。)の決議がなければ、その効力を生じない。ただし、当該種類株主総会において議決権を行使することができる種類株主が存しない場合は、この限りでない。</p> <p>一 当該種類の株式の種類株主</p> <p>二 第百八条第二項第五号口の他の株式を当該種類の株式とする定めがある取得請求権付株式の種類株主</p> <p>三 第百八条第二項第六号口の他の株式を当該種類の株式とする定めがある取得条項付株式の種類株主</p> <p>第百五十五条 株式会社は、次に掲げる場合に限り、当該株式会社の株式を取得することができる。</p>	<p>第百十一条 (略)</p> <p>2 種類株式発行会社がある種類の株式の内容として第百八条第一項第四号又は第七号に掲げる事項についての定款の定めを設ける場合には、当該定款の変更は、次に掲げる種類株主を構成員とする種類株主総会(当該種類株主に係る株式の種類が二以上ある場合にあつては、当該二以上の株式の種類別に区分された種類株主を構成員とする各種類株主総会。以下この条において同じ。)の決議がなければ、その効力を生じない。ただし、当該種類株主総会において議決権を行使することができる種類株主が存しない場合は、この限りでない。</p> <p>一 当該種類の株式の種類株主</p> <p>二 第百八条第二項第五号口の他の株式を当該種類の株式とする定めがある取得請求権付株式の種類株主</p> <p>三 第百八条第二項第六号口の他の株式を当該種類の株式とする定めがある取得条項付株式の種類株主</p> <p>第百五十五条 株式会社は、次に掲げる場合に限り、当該株式会社の株式を取得することができる。</p>

- 一 第一百七十七条第二項第三号イの事由が生じた場合
 - 二 第三十八号第一号ハ又は第二号ハの請求があつた場合
 - 三 次条第一項の決議があつた場合
 - 四 第六十六条第一項の規定による請求があつた場合
 - 五 第七十一条第一項の決議があつた場合
 - 六 第七十六条第一項の規定による請求をした場合
 - 七 第九十二条第一項の規定による請求があつた場合
 - 八 第九十七条第三項各号に掲げる事項を定めた場合
 - 九 第二百三十四条第四項各号（第二百五十五条第二項において準用する場合を含む。）に掲げる事項を定めた場合
 - 十 他の会社（外国会社を含む。）の事業の全部を譲り受ける場合において当該他の会社が有する当該株式会社の株式を取得する場合
 - 十一 合併後消滅する会社から当該株式会社の株式を承継する場合
 - 十二 吸収分割をする会社から当該株式会社の株式を承継する場合
 - 十三 前各号に掲げる場合のほか、法務省令で定める場合
- （全部取得条項付種類株式の取得に関する決定）
- 第七十一条 全部取得条項付種類株式（第八十一条第七号に掲げる事項についての定めがある種類の株式をいう。以下この款において同じ。）を発行した種類株式発行会社は、株主総会の決議によつて、全部取得条項付種類株式の全部を取得することができる。この場合においては、当該株主総会の決議によつて、次に掲げる事項を定めなければならない。ただし、産業

- 一 第一百七十七条第二項第三号イの事由が生じた場合
 - 二 第三十八号第一号ハ又は第二号ハの請求があつた場合
 - 三 次条第一項の決議があつた場合
 - 四 第六十六条第一項の規定による請求があつた場合
 - 五 第七十一条第一項の決議があつた場合
 - 六 第七十六条第一項の規定による請求をした場合
 - 七 第九十二条第一項の規定による請求があつた場合
 - 八 第九十七条第三項各号に掲げる事項を定めた場合
 - 九 第二百三十四条第四項各号（第二百五十五条第二項において準用する場合を含む。）に掲げる事項を定めた場合
 - 十 他の会社（外国会社を含む。）の事業の全部を譲り受ける場合において当該他の会社が有する当該株式会社の株式を取得する場合
 - 十一 合併後消滅する会社から当該株式会社の株式を承継する場合
 - 十二 吸収分割をする会社から当該株式会社の株式を承継する場合
 - 十三 前各号に掲げる場合のほか、法務省令で定める場合
- （全部取得条項付種類株式の取得に関する決定）
- 第七十一条 全部取得条項付種類株式（第八十一条第七号に掲げる事項についての定めがある種類の株式をいう。以下この款において同じ。）を発行した種類株式発行会社は、株主総会の決議によつて、全部取得条項付種類株式の全部を取得することができる。この場合においては、当該株主総会の決議によつて、次に掲げる事項を定めなければならない。

活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二十一条の三第一項の主務大臣の認定を受けた場合には、株主総会の決議によらないで、その認定に係る全部取得条項付種類株式を取得すること及び次に掲げる事項を定めることができる。

一 全部取得条項付種類株式を取得するのと引換えに金銭等を交付するときは、当該金銭等（以下この条において「取得対価」という。）についての次に掲げる事項

イ 当該取得対価が当該株式会社の株式であるときは、当該株式の種類及び種類ごとの数又はその数の算定方法

ロ 当該取得対価が当該株式会社の社債（新株予約権付社債についてのものを除く。）であるときは、当該社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法

ハ 当該取得対価が当該株式会社の新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）であるときは、当該新株予約権の内容及び数又はその算定方法

ニ 当該取得対価が当該株式会社の新株予約権付社債であるときは、当該新株予約権付社債についてのロに規定する事項及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権についてのハに規定する事項

ホ 当該取得対価が当該株式会社の株式等以外の財産であるときは、当該財産の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法

二 前号に規定する場合には、全部取得条項付種類株式の株主に対する取得対価の割当てに関する事項

三 株式会社が全部取得条項付種類株式を取得する日（以下この款において「取得日」という。）

一 全部取得条項付種類株式を取得するのと引換えに金銭等を交付するときは、当該金銭等（以下この条において「取得対価」という。）についての次に掲げる事項

イ 当該取得対価が当該株式会社の株式であるときは、当該株式の種類及び種類ごとの数又はその数の算定方法

ロ 当該取得対価が当該株式会社の社債（新株予約権付社債についてのものを除く。）であるときは、当該社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法

ハ 当該取得対価が当該株式会社の新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）であるときは、当該新株予約権の内容及び数又はその算定方法

ニ 当該取得対価が当該株式会社の新株予約権付社債であるときは、当該新株予約権付社債についてのロに規定する事項及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権についてのハに規定する事項

ホ 当該取得対価が当該株式会社の株式等以外の財産であるときは、当該財産の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法

二 前号に規定する場合には、全部取得条項付種類株式の株主に対する取得対価の割当てに関する事項

三 株式会社が全部取得条項付種類株式を取得する日（以下この款において「取得日」という。）

2・3 (略)

(裁判所に対する価格の決定の申立て)

第百七十二條 前条第一項各号に掲げる事項を定めた場合には、全ての株主は、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二十一条の三第二項の規定により読み替えて準用する第百六十九條第三項の規定による通知又は同法第二十一条の三第二項の規定により準用する第百六十九條第四項の公告の日から二十日以内に、裁判所に対し、株式会社による全部取得条項付種類株式の取得の価格の決定の申立てをすることができる。

一 当該株主総会に先立って当該株式会社による全部取得条項付種類株式の取得に反対する旨を当該株式会社に対し通知し、かつ、当該株主総会において当該取得に反対した株主(当該株主総会において議決権を行使することができるものに限る。)

二 当該株主総会において議決権を行使することができない株主

2 (略)

(効力の発生)

第百七十三條 株式会社は、取得日に、全部取得条項付種類株式の全部を取得する。

2 次の各号に掲げる場合には、当該株式会社以外の全部取得条項付種類株式の株主は、取得日に、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二十一条の三第一項の規定によ

2・3 (略)

(裁判所に対する価格の決定の申立て)

第百七十二條 前条第一項各号に掲げる事項を定めた場合には、次に掲げる株主は、同項の株主総会の日から二十日以内に、裁判所に対し、株式会社による全部取得条項付種類株式の取得の価格の決定の申立てをすることができる。

一 当該株主総会に先立って当該株式会社による全部取得条項付種類株式の取得に反対する旨を当該株式会社に対し通知し、かつ、当該株主総会において当該取得に反対した株主(当該株主総会において議決権を行使することができるものに限る。)

二 当該株主総会において議決権を行使することができない株主

2 (略)

(効力の発生)

第百七十三條 株式会社は、取得日に、全部取得条項付種類株式の全部を取得する。

2 次の各号に掲げる場合には、当該株式会社以外の全部取得条項付種類株式の株主は、取得日に、第百七十一条第一項の株主総会の決議による定めに従い、当該各号に定める者となる。

り読み替えて適用する第七十一条第一項の規定により定められたところに従い、当該各号に定める者となる。

- 一 第七十一条第一項第一号イに掲げる事項についての定めがある場合 同号イの株式の株主
- 二 第七十一条第一項第一号ロに掲げる事項についての定めがある場合 同号ロの社債の社債権者
- 三 第七十一条第一項第一号ハに掲げる事項についての定めがある場合 同号ハの新株予約権の新株予約権者
- 四 第七十一条第一項第一号ニに掲げる事項についての定めがある場合 同号ニの新株予約権付社債についての社債の社債権者及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権の新株予約権者

(一)に満たない端数の処理)

第二百三十四条 次の各号に掲げる行為に際して当該各号に定める者に当該株式会社の株式を交付する場合において、その者に対し交付しなければならない当該株式会社の株式の数に一株に満たない端数があるときは、その端数の合計数(その合計数に一旦満たない端数がある場合にあつては、これを切り捨てるものとする。)に相当する数の株式を競売し、かつ、その端数に応じてその競売により得られた代金を当該者に交付しなければならない。

- 一 第七十条第一項の規定による株式の取得 当該株式会社の株主
- 二 第七十三条第一項の規定による株式の取得 当該株式会社の株主

- 一 第七十一条第一項第一号イに掲げる事項についての定めがある場合 同号イの株式の株主
- 二 第七十一条第一項第一号ロに掲げる事項についての定めがある場合 同号ロの社債の社債権者
- 三 第七十一条第一項第一号ハに掲げる事項についての定めがある場合 同号ハの新株予約権の新株予約権者
- 四 第七十一条第一項第一号ニに掲げる事項についての定めがある場合 同号ニの新株予約権付社債についての社債の社債権者及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権の新株予約権者

(一)に満たない端数の処理)

第二百三十四条 次の各号に掲げる行為に際して当該各号に定める者に当該株式会社の株式を交付する場合において、その者に対し交付しなければならない当該株式会社の株式の数に一株に満たない端数があるときは、その端数の合計数(その合計数に一旦満たない端数がある場合にあつては、これを切り捨てるものとする。)に相当する数の株式を競売し、かつ、その端数に応じてその競売により得られた代金を当該者に交付しなければならない。

- 一 第七十条第一項の規定による株式の取得 当該株式会社の株主
- 二 第七十三条第一項の規定による株式の取得 当該株式会社の株主

三 第百八十五条に規定する株式無償割当て 当該株式会社の株主

四 第二百七十五条第一項の規定による新株予約権の取得 第
二百三十六条第一項第七号イの新株予約権の新株予約権者

五 合併（合併により当該株式会社が存続する場合に限る。）
合併後消滅する会社の株主又は社員

六 合併契約に基づく設立時発行株式の発行 合併後消滅する
会社の株主又は社員

七 株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得 株
式交換をする株式会社の株主

八 株式移転計画に基づく設立時発行株式の発行 株式移転を
する株式会社の株主

2 株式会社は、前項の規定による競売に代えて、市場価格のあ
る同項の株式については市場価格として法務省令で定める方法
により算定される額をもって、市場価格のない同項の株式につ
いては産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法
第二十一条の三第一項の主務大臣の認定に係る競売以外の方法
により、これを売却することができる。

3 3 6 (略)

第四百六十六条 株式会社は、その成立後、株主総会の決議によ
って、定款を変更することができる。ただし、産業活力の再生
及び産業活動の革新に関する特別措置法第二十一条の三第一項
の主務大臣の認定を受けた定款の変更については、株主総会の
決議によらないで、これを行うことができる。

三 第百八十五条に規定する株式無償割当て 当該株式会社の株主

四 第二百七十五条第一項の規定による新株予約権の取得 第
二百三十六条第一項第七号イの新株予約権の新株予約権者

五 合併（合併により当該株式会社が存続する場合に限る。）
合併後消滅する会社の株主又は社員

六 合併契約に基づく設立時発行株式の発行 合併後消滅する
会社の株主又は社員

七 株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得 株
式交換をする株式会社の株主

八 株式移転計画に基づく設立時発行株式の発行 株式移転を
する株式会社の株主

2 株式会社は、前項の規定による競売に代えて、市場価格のあ
る同項の株式については市場価格として法務省令で定める方法
により算定される額をもって、市場価格のない同項の株式につ
いては裁判所の許可を得て競売以外の方法により、これを売却
することができる。この場合において、当該許可の申立ては、
取締役が二人以上あるときは、その全員の同意によつてしな
ければならない。

3 3 6 (略)

第四百六十六条 株式会社は、その成立後、株主総会の決議によ
って、定款を変更することができる。



○会社法の読替表 全部取得条項付種類株式の取得に関する特例(第二十一条の三第二項による読替え関係)

(傍線部分は読替えられる部分)

読 み 替 え 後	読 み 替 え 前
<p>(取得する株式の決定等) 第六十九条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二十一条の三第一項の規定により読み替えて適用する第七十一条第一項の規定により同項各号に掲げる事項を定めたときは、同法第二十一条の三第一項の主務大臣の認定を受けた全部取得条項付種類株式の全部の取得を行う株式会社は、当該株式会社の株主に対し、直ちに、当該全部取得条項付種類株式を取得する旨を通知しなければならない。</p> <p>4 前項の規定による通知は、公告をもってこれに代えることができる。</p> <p>(電子公告の公告期間等) 第九十四条 株式会社又は持分会社が電子公告によりこの法律の規定による公告をする場合には、次の各号に掲げる公告の区分に応じ、当該各号に定める日までの間、継続して電子公告による公告をしなければならない。</p> <p>一 この法律の規定により特定の日の一定の期間前に公告しなければならない場合における当該公告 当該特定の日</p> <p>二 第四百四十条第一項の規定による公告 同項の定時株主総</p>	<p>(取得する株式の決定等) 第六十九条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項の規定による決定をしたときは、株式会社は、同項の規定により決定した取得条項付株式の株主及びその登録株式質権者に対し、直ちに、当該取得条項付株式を取得する旨を通知しなければならない。</p> <p>4 前項の規定による通知は、公告をもってこれに代えることができる。</p> <p>(電子公告の公告期間等) 第九十四条 株式会社又は持分会社が電子公告によりこの法律の規定による公告をする場合には、次の各号に掲げる公告の区分に応じ、当該各号に定める日までの間、継続して電子公告による公告をしなければならない。</p> <p>一 この法律の規定により特定の日の一定の期間前に公告しなければならない場合における当該公告 当該特定の日</p> <p>二 第四百四十条第一項の規定による公告 同項の定時株主総</p>

会の終結の日後五年を経過する日

三 公告に定める期間内に異議を述べることができる旨の公告
当該期間を経過する日

四 前三号に掲げる公告以外の公告 当該公告の開始後一箇月
を経過する日

2 外国会社が電子公告により第八百十九条第一項の規定による
公告をする場合には、同項の手続の終結の日後五年を経過する
日までの間、継続して電子公告による公告をしなければならな
い。

3 前二項の規定にかかわらず、これらの規定により電子公告に
よる公告をしなければならない期間（以下この章において「公
告期間」という。）中公告の中断（不特定多数の者が提供を受
けることができる状態に置かれた情報がその状態に置かれな
いこととなったこと又はその情報がその状態に置かれた後改変さ
れたことをいう。以下この項において同じ。）が生じた場合に
おいて、次のいずれにも該当するときは、その公告の中断は、
当該公告の効力に影響を及ぼさない。

一 公告の中断が生ずることにつき会社が善意でかつ重大な過
失がないこと又は会社に正当な事由があること。

二 公告の中断が生じた時間の合計が公告期間の十分の一を超
えないこと。

三 会社が公告の中断が生じたことを知った後速やかにその旨
、公告の中断が生じた時間及び公告の中断の内容を当該公告
に付して公告したこと。

会の終結の日後五年を経過する日

三 公告に定める期間内に異議を述べることができる旨の公告
当該期間を経過する日

四 前三号に掲げる公告以外の公告 当該公告の開始後一箇月
を経過する日

2 外国会社が電子公告により第八百十九条第一項の規定による
公告をする場合には、同項の手続の終結の日後五年を経過する
日までの間、継続して電子公告による公告をしなければならな
い。

3 前二項の規定にかかわらず、これらの規定により電子公告に
よる公告をしなければならない期間（以下この章において「公
告期間」という。）中公告の中断（不特定多数の者が提供を受
けることができる状態に置かれた情報がその状態に置かれな
いこととなったこと又はその情報がその状態に置かれた後改変さ
れたことをいう。以下この項において同じ。）が生じた場合に
おいて、次のいずれにも該当するときは、その公告の中断は、
当該公告の効力に影響を及ぼさない。

一 公告の中断が生ずることにつき会社が善意でかつ重大な過
失がないこと又は会社に正当な事由があること。

二 公告の中断が生じた時間の合計が公告期間の十分の一を超
えないこと。

三 会社が公告の中断が生じたことを知った後速やかにその旨
、公告の中断が生じた時間及び公告の中断の内容を当該公告
に付して公告したこと。

○商業登記法の読替表 全部取得条項付種類株式の取得に関する特例(第二十一条の三第三項による読替え関係)

(傍線部分は読替えられる部分)

読 み 替 え 後	読 み 替 え 前
<p>(添付書面の通則)</p> <p>第四十六条 登記すべき事項につき株主全員若しくは種類株主全員の同意又はある取締役若しくは清算人の一致を要するときは、申請書にその同意又は一致があつたことを証する書面及び産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二十一条の三第一項の主務大臣の認定を受けたことを証する書面を添付しなければならない。</p> <p>2 登記すべき事項につき株主総会若しくは種類株主総会、取締役会又は清算人会の決議を要するときは、申請書にその議事録及び産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二十一条の三第一項の主務大臣の認定を受けたことを証する書面を添付しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 委員会設置会社における登記すべき事項につき、会社法第四百十六条第四項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定があつたときは、申請書に、当該取締役会の議事録のほか、当該決定があつたことを証する書面及び産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二十一条の三第一項の主務大臣の認定を受けたことを証する書面を添付しなければならない。</p>	<p>(添付書面の通則)</p> <p>第四十六条 登記すべき事項につき株主全員若しくは種類株主全員の同意又はある取締役若しくは清算人の一致を要するときは、申請書にその同意又は一致があつたことを証する書面を添付しなければならない。</p> <p>2 登記すべき事項につき株主総会若しくは種類株主総会、取締役会又は清算人会の決議を要するときは、申請書にその議事録を添付しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 委員会設置会社における登記すべき事項につき、会社法第四百十六条第四項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定があつたときは、申請書に、当該取締役会の議事録のほか、当該決定があつたことを証する書面を添付しなければならない。</p>